

評議員等に対する旅費等の支出基準（改正案）

1 評議員会等に出席する会員の場合

- ① 規約に基づく評議員会、理事会、部会、委員会に出席を求められた会員、及び監査のために旅行を必要とする監事に対して次のとおり旅費を支給する。
- ② 支給する旅費は交通実費相当額とする。
- ③ 交通の手段、ルート等はインターネット上の乗り換えサイトを参考に合理的かつ常識的なものを選択することとし、疑義がある場合は理事会又は所管の部会等の意見を聞く。
- ④ 会場所在都道府県内及び隣接都道府県に自宅がある場合には旅費は支給しない。

（追加）

ただし、交通費が片道2,000円以上となる者については、予算の範囲内で、支給できるものとする。（100円未満切り上げ）

- ⑤ 大会開催時に開催する評議員会等に出席する場合には旅費は支給しない。
- ⑥ 大会開催時以外に大会開催予定地で開催する企画部会に出席する場合の旅費は、予算の範囲内で別に定める。

2 事務局運営事務に従事する者の場合

- ① 事務局運営事務に従事する者が部会等に従事した場合は自宅から事務に従事した場所までの交通実費を支給する。
  - ア 学会事務所において事務に従事した場合
  - イ 大会、評議員会、理事会、各部会、各委員会等の用務に従事した場合
  - ウ その他、大会開催地・開催予定地との調整、監事との連絡調整等、事務所以外の場所において事務に従事した場合
- ② 交通の手段、ルート等はインターネット上の乗り換えサイトを参考に合理的かつ常識的なものとし、疑義がある場合は理事会又は所管の部会等が判断する。
- ③ 宿泊が必要な場合には宿泊実費を支給するものとし、宿泊の必要性については、理事会又は所管の部会等が判断する。

2007年8月24日運営委員会決定事項

2016年2月28日評議員会一部改正

2017年3月4日評議員会一部改正

